

○交通反則通告制度の運用に関する訓令

昭和43年6月5日

本部訓令第18号

改正 平成28年3月16日警察本部訓令第9号

平成28年4月4日警察本部訓令第15号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 通告センター（第5条—第7条）

第3章 告知要領（第8条—第15条）

第4章 通告要領（第16条—第21条）

第5章 雑則（第22条—第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づく交通反則通告制度（以下「反則制度」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令及びこの訓令に基づく要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 反則切符 交通反則告知書・免許証保管証、交通事件原票、交通反則通告書、取締り原票及び告知報告書・交通法令違反事件簿を1組にしたものをいう。
- (2) 法 道路交通法をいう。
- (3) 施行令 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
- (4) 所属長 警察本部各課（隊）又は警察署の長をいう。
- (5) 警察官等 警察官及び交通巡視員をいう。

本条…一部改正〔昭和45.8本部訓令18、62.3本部訓令3、平成6.5本部訓令8〕

（運用上の留意事項）

第3条 反則制度の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意し適正な運用に努めなければならない。

- (1) 反則制度の趣旨を十分理解し、いやしくも件数主義に陥ることのないようにすること。

- (2) 反則切符の作成及び必要な取調べ等に当たっては、強制にわたるなど任意性を疑われることのないようにすること。
- (3) 反則切符又は納付書を携帯する場合は、汚損、破損又は紛失することのないようにすること。
- (4) 反則切符及び納付書の作成に当たっては、各片の複写部分が、ずれることのないように注意するとともに、記入事項は確実に点検すること。

本条…一部改正〔昭和62.3本部訓令3、平成6.5本部訓令8〕

(反則切符)

第4条 反則切符の種別及び各片の様式は、次のとおりとする。

種別	区分	名称	様式
警察官が使用する反則切符	1枚目	交通反則告知書・免許証保管証	様式第1号
	2枚目	交通事件原票	様式第2号
	3枚目	交通反則通告書	様式第3号
	4枚目	取締り原票	様式第4号
	5枚目	告知報告書・交通法令違反事件簿	様式第5号
警察官及び交通巡視員が共用する反則切符	1枚目	交通反則告知書・免許証保管証	様式第5号の2
	2枚目	交通事件原票	様式第5号の3
	3枚目	交通反則通告書	様式第5号の4
	4枚目	取締り原票	様式第5号の5
	5枚目	告知報告書・交通法令違反事件簿	様式第5号の6

- 2 反則切符は、5枚1組とした複写式とし、各組に通し番号及び1組の各片に同番号をあらかじめ記入しておくものとする。

本条…全部改正〔昭和45.8本部訓令18、62.3本部訓令3〕、一部改正〔平成6.5本部訓令8〕

第2章 通告センター

章名…改正〔平成6.5本部訓令8〕

第5条 反則制度の円滑な運営を図るため、警察本部交通部交通指導課に佐賀県交通反則通告センター（以下「通告センター」という。）を置く。

本条…一部改正〔昭和60.11本部訓令11〕、全部改正〔平成6.5本部訓令8〕

第6条 削除

〔平成6.5本部訓令8〕

（事務処理）

第7条 通告センターにおいては、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 告知内容の適否の審査に関する事務
- (2) 仮納付金及び納付金の照合に関する事務
- (3) 公示通告に関する事務
- (4) 通告書の作成及び発送に関する事務
- (5) 通知事務
- (6) 反則金不納付者等の事件引継に関する事務
- (7) 家庭裁判所の指示の告知に対する納付書の交付に関する事務

本条…一部改正〔昭和45.8本部訓令18、62.3本部訓令3、平成6.5本部訓令8〕

第3章 告知要領

（告知書等の交付）

第8条 警察官等は、反則行為をした者が反則者に該当すると認めるときは、反則者に交通反則告知書（以下「告知書」という。）及び納付書を交付して、告知するものとする。

2 前項の告知書及び納付書は反則行為の種別ごとに、それぞれ1部を作成し、反則者に直接交付するものとする。

本条…一部改正〔昭和45.8本部訓令18、62.3本部訓令3〕

（出頭の告知）

第9条 出頭の告知は、県内居住の反則者について行うものとする。

2 出頭の期日及び場所の指定は、次によるものとする。

日時	告知の日から起算して14日を経過した日の午前9時
場所	通告センター

本条…一部改正〔昭和62.3本部訓令3、平成6.5本部訓令8〕

（告知書等の作成）

第10条 告知書及び告知するときに交付する納付書の作成について必要な事項は、別に定め

る。

本条…一部改正〔昭和62.3本部訓令3〕

(告知の報告)

第11条 警察官等は、告知書を交付したときは、速やかに反則切符使用簿(様式第6号)に必要な事項を記入し、交通事件原票、交通反則通告書、取締り原票及び告知報告書・交通法令違反事件簿(以下「関係書類」という。)を、所属長に報告するものとする。

本条…一部改正〔昭和45.8本部訓令18、62.3本部訓令3〕

(競合事件の告知の報告)

第12条 警察官等は、併合罪の関係にある反則行為を告知したときは、関係書類に違反競合事件送付書(様式第7号)を添えて、所属長に報告するものとする。

本条…一部改正〔昭和45.8本部訓令18、62.3本部訓令3〕

(所属長の措置)

第13条 所属長は、前2条の規定による関係書類の報告を受けたときは、その内容を点検した後、警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するものとする。

2 前項の規定による関係書類の送付の方法は、別に定める。

本条…一部改正〔昭和62.3本部訓令3、平成6.5本部訓令8〕

(誤記等の報告)

第14条 警察官等は、反則切符を誤記、破損又は汚損(以下「誤記等」という。)したときは、第11条の規定に準じて、所属長に報告するものとする。

2 所属長は、前項の誤記等の報告を受けたときは、反則切符誤記等報告書(様式第8号)により、本部長に報告するものとする。

本条…一部改正〔昭和45.8本部訓令18、62.3本部訓令3、平成6.5本部訓令8〕

(免許証の保管)

第15条 反則行為をした者の運転免許証は、保管しないものとする。ただし、次に掲げる事由のため、事後捜査等の必要があると認めるときは、保管することができる。

- (1) 居所が疑わしい場合
- (2) 両罰規定等の適用される事件と認められる場合
- (3) 否認事件の場合
- (4) その他特に運転免許証を保管する必要があると認めた場合

第4章 通告要領

(通告等の決定)

第16条 本部長は、送付された交通事件原票を審査し、告知を受けた者が、告知された種別に属する反則行為をした反則者であるか否かの認定を行い、次に掲げる通告又は通知の決定をするものとする。

(1) 法第127条第1項前段の規定による通告の決定

(2) 法第127条第2項前段の規定による通知又は同項後段の規定による通告の決定

本条…一部改正〔昭和62.3本部訓令3、平成6.5本部訓令8〕

(通告の種別及び方法)

第17条 通告の種別及び方法は、次によるものとする。

種別	方法
交付通告	法第127条第1項前段の規定に基づき、通告センターに出頭した反則者に対して通告書を直接交付して行う。
送付通告	法第127条第1項後段の規定に基づき、法第129条第1項の規定による仮納付をしている場合並びに当該告知に係る出頭の期日及び場所に出頭した場合を除き、配達証明郵便により行う。
公示通告	法第129条第1項の規定に基づく仮納付をした者に対して、交通反則公示通告書を通告センターの掲示板に、3日間掲示して行う。

本条…一部改正〔昭和62.3本部訓令3、平成6.5本部訓令8〕

(平28本部訓令9・一部改正)

(交付の囑託)

第18条 通告官は、前条に規定する送付通告の通告書の送付が不能として返送された場合は、法第130条第2号に該当する場合を除き、交通反則告知書交付囑託書(様式第9号)又は交通反則通告書(様式第9号の2)により、反則者の住所地を管轄する警察署長又は他県の本部長に、通告書及び納付書の交付を依頼するものとする。

本条…一部改正〔昭和62.3本部訓令3〕

(納付書の交付)

第19条 通告官は、反則行為をした反則者に対して、交付通告又は送付通告を行うときは、通告書にあわせて、納付書を交付し、若しくは送付するものとする。

本条…一部改正〔昭和62.3本部訓令3〕

(納付書の交付・再交付申請)

第20条 反則者が、次の各号の一に該当する事由をもって、納付書の交付又は再交付を申請する場合にあっては、納付書交付(再交付)申請書(様式第10号)を2部提出して行わせ

るものとする。

- (1) 通告書の通告年月日欄記載の日以後に通告書の送付を受け、通告書記載の納付期限内に反則金を納付しないで、施行令第52条第3項の規定により納付書の交付を受けようとするとき。
 - (2) 施行令第51条の規定に該当する理由により、所定の納付期限までに納付することができなかつた者が、当該事情のやんだ日の翌日から起算して10日以内に納付するために、施行令第52条第3項の規定により納付書の交付を受けようとするとき。
 - (3) 納付書を亡失し、滅失し、汚損し又は破損したため、施行令第52条第5項の規定により納付書の再交付を受けようとするとき。
- 2 納付書の交付及び再交付は、通告センター所長（以下「所長」という。）が行うものとする。ただし、前項第3号の再交付の場合において、申請者が告知書又は通告書を持参したときは、通告センターに対して照会のもの、警察署長が行うことができる。
 - 3 所長及び警察署長は、納付書交付（再交付）申請受理簿（様式第11号）を備え付け、交付又は再交付の状況を明らかにしておくものとする。
 - 4 所長及び警察署長は、納付書の交付又は再交付をしないときは、当該納付書交付（再交付）申請書の下欄に理由を記載し、申請者に交付するものとする。

本条…一部改正〔昭和62.3本部訓令3〕

（反則金の還付）

- 第21条 本部長は、反則金を還付すべき事由が生じたときは、反則金還付発生通知書（様式第12号）により、歳入徴収官に通知するものとする。
- 2 本部長は、仮納付した反則者に対して、告知を是正する必要がある場合においては、交通反則告知是正通知書に、反則金還付通知書（様式第13号）及び反則金還付請求書（様式第14号）を添えて通知するものとする。
 - 3 本部長は、前項の手続きを終えた場合は、反則金還付通知書送付完了報告書（様式第15号）により、歳入徴収官に報告するものとする。

本条…一部改正〔昭和62.3本部訓令3〕

第5章 雑則

（反則切符の保管責任者等）

- 第22条 所長並びに所属長は、反則切符保管責任者及び反則切符取扱責任者を定めなければならない。
- 2 反則切符取扱責任者は、反則切符受払簿（様式第16号）を備え付け、受払いの状況を明

らかにしておかなければならない。

本条…一部改正〔昭和62.3本部訓令3、平成6.5本部訓令8〕

(書類の保存期間)

第23条 交通反則事件の関係書類の保存期間は、5年間とする。

(門標)

第24条 通告センターには、門標(様式第17号)を掲げなければならない。

本条…一部改正〔昭和62.3本部訓令3、平成6.5本部訓令8〕

附 則

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則(昭和45年8月19日本部訓令第18号)

この訓令は、昭和45年8月20日から施行する。

附 則(昭和60年11月30日本部訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月9日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年11月10日本部訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年12月10日本部訓令第16号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 放置駐車違反及び駐停車違反以外の違反については、当分の間、従前の交通反則切符を使用することができる。

3 この訓令の施行前の違反行為に係る事件については、従前の反則(違反)事項・罰条欄等記載例による。

附 則(平成6年5月10日本部訓令第8号)

この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則(平成19年5月31日本部訓令第5号)

この訓令は、平成19年6月2日から施行する。

附 則(平成19年9月10日本部訓令第9号)

この訓令は、平成19年9月19日から施行する。

附 則（平成22年10月29日本部訓令第11号）

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第15号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 様式第1号から様式第5号までに掲げる反則切符の様式については、当分の間、なお従前の様式を用いることができる。

様式第7号

違反競合事件送付書

年 月 日

報告者

違反者名

報 告 書 別	切 符 番 号 等
反 ・ 切 ・ 現	第 号
反 ・ 切 ・ 現	第 号
反 ・ 切 ・ 現	第 号

注：報告書別欄の「反」は交通反則切符、「切」は交通切符、「現」は現認報告書その他の捜査報告書を示し、該当欄の記載は、当該事項を○で囲むこと。

様式第8号

第 号
年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

警察署長

反則切符誤記等報告書

次のとおり、誤記等の反則切符を報告する。(月分)

反 則 切 符		取 扱 者(職・氏名)	誤 記 等 の 状 況
番 号	取 扱 月 日		
第 号	月 日		
第 号	月 日		
第 号	月 日		
第 号	月 日		

(注) 所屬長は、1ヵ月分をとりまとめ、翌月5日までに報告すること。

様式第9号

交通反則告知書交付嘱託書

号

年 月 日

警察署長殿

警察署長印

下記反則者に対する交通反則告知書の交付を嘱託します。

告知書番号	第	号
反則者	氏名	
	住所	
	勤務地	(電)
嘱託の理由		

嘱託回答書

第 号

年 月 日

警察署長殿

警察署長印

上記嘱託書記載の反則者に対する交通反則告知書の交付については、次のとおりであるので、関係書類を添え回答します。

(1) 交付した(告知 年 月 日仮納付の期限 年 月 日)

受領者氏名 印

(2) 交付できなかった

{ 理由 }

(3) 交付警察官

様式第10号

納付書交付(再交付)申請書					
年 月 日					
殿					
住所 申請者 氏名					
印					
告知書番号 指示	第 号				
告知通告日 指示	年 月 日				
納付期限	年 月 日				
納付すべき金額	円				
告知通告者 指示					
申請の理由					
※ 申請区分	告知通告指示	令52・Ⅲ(1)	令52・Ⅲ(2)	令52・Ⅴ	その他
※ 結果	交付 再交付	変更事項			
第 号					
年 月 日 印					

様式第11号

納付書交付(再交付)申請受理簿

通告官 署 長	次席 次長	通 告 補佐官 課(係) 長	受 理		申請者住所氏名	申請理由	摘 要
			番 号	月 日			
				月 日			
				月 日			
				月 日			
				月 日			
				月 日			
				月 日			
				月 日			
				月 日			
				月 日			

- (注) 1 申請理由欄には、訓令第20条第1項の何号によるものかを明記すること。
 2 交付(再交付)をしなかったときは、摘要欄にその理由を朱書すること。

様式第12号

反則金還付発生通知書

第 号
年 月 日

歳入徴収官

殿

通告官



領収済通知書番号	第	号
通知年月日	年	月 日
領収年月日	年	月 日
還付者	氏名	
	住所	県 市 区町 郡 村
還付すべき金額	円	
還付の事由		
発生通知書受理年月日	年	月 日
備考		

様式第13号

反則金還付通知書

殿

第 号

年 月 日

金額	¥
----	---

上記の金額をお返しすることになりましたので通知します。同封の請求書に住所、氏名を記入し捺印のうえ(1)(2)又は(3)のいずれかを○で囲み返送して下さい。

(1)を○で囲まれた方は、連絡先(電話番号等)を記入して下さい。当方より連絡があったらこの通知書及び印鑑を持って佐賀県警察本部会計課に平日の午後4時までにおいで下さい。おいでになれないときは、委任状によりどなたかに委任して下さい。(代理の方は自分の印鑑をご持参下さい。)

(2)を○で囲まれた方は、お近くの郵便局か銀行名を記入して下さい。「送金通知書」をお送りしますからそれに記載してある場所でお受け取り下さい。

(3)を○で囲まれた方は、

1. 振込先金融機関店舗名(郵便貯金に振込むことはできません。)
2. 振込口座名(普通預金とか当座預金のように書いて下さい。)
3. 振込口座番号を記入して下さい。

手続をすませしい「振込通知書」をお送りします。

なお佐賀市に居住の方は、(2)の郵便局又は銀行での受け取りの取扱いはできませんので、(1)か(3)を○で囲んで下さい。ただし金立町、久保泉町に居住の方は(2)の郵便局(銀行は除く)での受け取りはできることとなっておりますので申し添えます。

佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号

佐 賀 県 警 察 本 部

佐賀県警察

歳入徴収官

会計担当官

様式第14号

反則金還付請求書

殿

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ ㊞

金額	¥
----	---

(1)	上記金額について貴警察本部会計課で受取りの取り扱いをされたく請求します。 電話番号
-----	--

(2)	上記金額について最寄り郵便局又は銀行で受取りの取り扱いをされたく請求します。 銀行 支店 郵便局
-----	--

(3)	上記金額について下記の私名義の口座に銀行振り込みの取り扱いをされたく請求します。 記 1 振込先 銀行 支店 2 振込口座名 3 振込口座番号
-----	---

様式第15号

反則金還付通知書送付完了報告書

第 号
年 月 日

歳入徴収官

殿

通告官



領収済通知書番号		第	号
還付通知書送付年月日		年	月 日
還付者	氏 名		
	住 所		
備	考		

様式第1号～様式第5号の6 (省略)

様式第6号

本様式…全部改正〔平成19.9本部訓令9〕

様式第7号

本様式…一部改正〔平成元、11本部訓令13、6.5本部訓令8〕

様式第8号

本様式…一部改正〔平成元、11本部訓令13、6.5本部訓令8〕

様式第9号

本様式…一部改正〔平成元、11本部訓令13、6.5本部訓令8〕

様式第9号の2

本様式…一部改正〔平成元、11本部訓令13〕、全部改正〔平成6.5本部訓令8〕

様式第10号

本様式…一部改正〔平成元、11本部訓令13、6.5本部訓令8〕

様式第11号

様式第12号

本様式…一部改正〔平成元、11本部訓令13〕

様式第13号

本様式…一部改正〔平成元、11本部訓令13、6.5本部訓令8〕

様式第14号

本様式…一部改正〔平成元、11本部訓令13、6.5本部訓令8〕

様式第15号

本様式…一部改正〔平成元、11本部訓令13、6.5本部訓令8〕

様式第16号

様式第17号 (省略)